

●● 事業主の皆さまへ ●●

就職氷河期世代活躍支援のご案内

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる「就職氷河期世代」の方々の中には、希望する就職ができず、不安定な仕事に就いている・無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいます。

和歌山就職氷河期世代活躍支援プラットフォームでは、こうした就職氷河期世代の方々の活躍を支援しています。

事業主の皆さまには、就職氷河期世代の活躍支援のための各種助成金やハローワークの就職氷河期世代専門窓口などをご利用いただき、就職氷河期世代の方々の積極的な採用や人材育成をお願いします。

就職氷河期世代を採用するメリット

① 人手不足解消に つながる

豊富な社会経験を活かした方が多く、戦力として期待できます。

② 世代間ギャップを 埋められる

「バブル世代」と「ゆとり世代」の間の世代で、多様な価値観の方々とのコミュニケーション経験がある方も多いです。

③ 多様な経験で 会社に貢献できる

様々な業種や職場環境で経験を積んで来られた方が多く、新人や若手社員とは違う視点や気遣い・心遣いで貢献できます。

助成金等の説明

正社員経験が無い(少ない)方を正社員として新たに雇い入れようとする場合

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

この助成金は、いわゆる就職氷河期に正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な方を支援し、その就職を促進するため、対象者を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して支給されるものです。



対象となる労働者

雇い入れ日において①～④のいずれにも当てはまる方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者など（以下、「ハローワークなど」といいます）の紹介で正規雇用労働者として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

- ①雇入れ日時点の満年齢が35歳以上55歳未満の方
- ②雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方
- ③ハローワークなどの紹介の時点で失業しているまたは非正規雇用労働者である方かつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
- ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

支給額
(対象労働者1人あたり)

計 **60**(50) 万円

第1期 30(25)万円
第2期 30(25)万円

※雇入れ日から起算した最初の6か月を第1期、以後の6か月を第2期といいます。
※()内は中小企業以外

※1年以上にわたり継続雇用した場合等において、和歌山県の就職氷河期世代正規雇用促進助成金と併せて中小企業で100万円（大企業で80万円）となる場合があります。

求職者を一定期間試行的に雇い入れようとする場合



トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3か月間の試用雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。（ハローワーク等へトライアル雇用求人への提出を行ってください。）

対象となる労働者

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ①過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している方
 - ②離職している期間が1年を超えている方
 - ③出産・育児等の理由で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている方
 - ④就職の援助を行うに当たって、特別の配慮を要する方（生活保護受給者等）
- ※令和3年2月からは、コロナ禍の特例として、未経験職種へのチャレンジを希望する離職者の方も対象となりました。

支給額
(対象労働者1人あたり)

月額最大 **5万円**
(最長3か月間)

非正規雇用労働者に対して雇用型訓練を実施しようとする場合



人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）

正社員経験が少ない有期契約労働者等を対象に正規雇用労働者等に転換することを目的として、雇用型訓練(有期実習型訓練)を実施する場合、事業主は、訓練経費や訓練時間中の賃金の一部等について助成を受けることができます。(訓練開始日から起算して1か月前までに訓練計画届を提出する必要があります。)

対象となる訓練

- ①企業でのOJTと教育訓練機関などで行われるOFF-JTを効果的に組み合わせて実施する訓練であること
- ②実施期間が2か月以上6か月以下であること
- ③総訓練時間が6か月当たりの時間数に換算して425時間以上であること
- ④総訓練時間に占めるOJTの割合が1割以上9割以下であること
- ⑤訓練修了後にジョブ・カード様式3-3-1-1：企業実習・OJT用により職業能力の評価を実施すること

支給額

- ①OJT分の支給額 **10万円(9万円)**
 - ②OFF-JT分の支給額
・賃金助成 **760円(475円)** / 時
・経費助成 **60%または70%**
 - ③経費助成限度額(1人あたり)
15万円(10万円) 等
- ※()内は中小企業以外

企業内の非正規雇用労働者を正社員に転換等させた場合



キャリアアップ助成金（正社員化コース）

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。(事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。)

対象となる労働者

- ①事業主に雇用される期間が通算して6か月以上の有期契約労働者等
- ②正規雇用労働者等として雇用することを約して雇い入れられた有期契約労働者等でないこと
- ③転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より3%以上増額していることなど(賃金：基本給および定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額)

支給額

(対象労働者1人あたり)

- ①有期→正規：**57万円(42.75万円)**
 - ②無期→正規：**28.5万円(21.375万円)**
- ※()内は中小企業以外

※上記、各種助成金の詳細は、各助成金コースの右側に貼付のQRコードよりご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

就職氷河期世代を対象としたハローワークへの求人申し込み

労働者の募集・採用の際は、原則として年齢制限を禁止していますが、就職氷河期世代(35歳以上55歳未満)を対象とする求人募集が可能となりました。

限定求人

就職氷河期世代の応募に限定した求人

- 年齢：35歳以上55歳未満
雇用期間：定めなし
経験等：不問
免許資格：不問または実務経験を問わない
※備考欄に「限定求人」であることの記載

2
求
人
方
法
は

歓迎求人

就職氷河期世代の応募を歓迎する求人

- 年齢：不問または定年年齢未満
雇用期間：定めなし
経験等：不問
免許資格：不問または実務経験を問わない
※備考欄に「歓迎求人」であることの記載

